

東温市補助金等交付規則

平成 22 年 12 月 16 日
規則第 23 号

(目的)

第 1 条 この規則は、法令その他に定めるものを除くほか、市が交付する補助金等について、その交付手続等を定めることにより、予算執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が交付する補助金、交付金、助成金、奨励金又はこれに類するものをいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助金等の交付を受けて補助事業等を実施するものをいう。

(交付の要件)

第 3 条 補助金等は、市長が公益上必要があると認めた補助事業等に対して、予算の範囲内において、その施行に必要な経費の全部又は一部について交付する。

(補助事業者の責務)

第 4 条 補助事業者は、補助金等の交付目的に従い、誠実かつ適正に補助事業等を執行するものとする。

(交付の申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業等の実施前に市長に提出しなければならない。ただし、特に市長が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、参考となる書類

(交付の決定)

第 6 条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、これを審査し必要に応じて現地調査等を行い、補助金等の交付の可否を決定する。

2 市長は、補助金等の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、指示又は条件を付することができる。

(基準の策定)

第 7 条 市長は、前条の審査を公平かつ円滑に行うため、交付の基準をあらかじめ定めるものとする。

(交付の通知)

第 8 条 市長は、第 6 条の規定により補助金等の交付を決定したときは、申請者に対して速やかにその決定内容及び指示又は条件を付した補助金等交付決定通知書（様式第 4 号）により、通知する。

(補助事業等の変更等)

第 9 条 第 8 条の規定により補助金等の交付の決定を受けたものは、市長が定める軽微な変更の場合を除き、補助事業等の内容、事業費、財源、事業期間等の変更が生じたときは、補助金等変更承認申請書（様式第 5 号）により、補助事業等を中止し又は廃止しようとするときは、補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第 6 号）により市長の承認を受けなければならない。

(変更等の承認)

第 10 条 市長は、前条に規定する補助事業等の変更、中止又は廃止等に係る承認申請の提出されたときは、これを審査し承認の可否を決定し、補助事業者に通知する。

- (1) 補助事業等の変更の場合は、補助金等変更承認通知書（様式第 7 号）により通知する。
- (2) 補助事業等の中止、又は廃止の場合は、補助事業等中止（廃止）承認通知書（様式第 8 号）により通知する。

(補助金等の交付時期及び方法)

第 11 条 補助金等の交付時期は、補助事業等が申請のとおり完了したことを調査確認した後とする。ただし、年間運営費補助金等、その他市長が特に必要があると認めたときは、当該補

助事業等の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

- 2 申請者は、前項の規定により補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業完了の日から起算して30日以内又は翌年度の4月30日のいずれか早い日までに補助事業等実績報告書(様式第10号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(様式第11号)
- (2) 収支決算書(様式第12号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を目的外に使用したとき。
- (3) 補助事業等の施行方法が不相当であると認められるとき。
- (4) 第6条第2項に規定する指示又は条件に違反したとき。
- (5) 第12条に規定する報告を怠ったとき。

- 2 前項の規定は、補助事業等が完了した後も適用する。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により交付決定した補助金等の全部又は一部を取り消した場合において、取り消した交付決定に基づく補助金等が既に補助事業者に交付されているとき、又は完了した補助事業等に確定した補助金額を超えた補助金等の交付があったときは、交付決定を取り消された補助金等、又は確定した補助金額を超えた補助金等について、期限を定めて返還を命じるものとする。

(補助金の取消通知、返還命令)

第15条 市長は、第13条の規定による補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消しにより、前条の規定による補助金の返還を命じるときは、補助金等交付決定取消通知書兼返還命令書(様式第13号)により、確定した補助金等について前条の規定による補助金の返還を命じるときは、補助金等返還命令書(様式第14号)によるものとする。

(取得財産の処分)

第16条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又はその効用が増加したと市長が認める財産を、補助金等の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長が承認した場合は、この限りではない。

(帳簿等の整備)

第17条 補助事業者は、補助事業等の施行に関する証拠書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の証拠書類、帳簿等を補助事業等が終了した後5年間は、保存しなければならない。

(検査等)

第18条 市長は、必要と認めるときは、補助事業等の関係書類を検査し、又はその執行状況について実地検査することができる。

- 2 補助事業者は、監査委員が必要と認めるときは、その監査を受けなければならない。

(適用除外)

第19条 市長は、当該補助事業等の特殊性その他の事由により、この規則を適用しないことが適当であり、かつ予算執行の適正化が確保されていると認める場合は、この規則の全部又は一部を適用しないことができる。

(様式の除外)

第20条 この規則に定める手続等が、指定する様式により難しい場合は、市長が別に定める様式によることができる。

(委任)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付等に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、東温市各種団体等補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

注記

様式第 1 号(第 5 条関係)「補助金等交付申請書」から、様式第 14 号(第 15 条関係)「補助金等返還命令書」までは、別途「規則様式」として掲載しています。